市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について
（令和８年１０月分）

○ 市 電

□重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第３条第１項（速報）に該当するもの）

・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、上記以外のもの

・車内転倒（１件）

	概　　要	場　　所
1	【車内転倒】 発車の際、乗客がバランスを崩し転倒したもの。	荒田八幡停留場 （１系統上り）

電車の発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、
やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。
自動車等が右折する際、軌道敷内に進入するときが最も危険です。
軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

○ 市 バ ス

□重大な自動車事故（自動車事故報告規則第４条（速報）に該当するもの）

・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第３条（報告書の提出）に該当するもの
（上記を除く）

・車両故障（１件）

	概　　要	場　　所
1	１番線、市役所前 17 時 15 分発、北営業所前行を運行途中、エンジンから異音がしたため、エンジンを止めて確認しところ、ダイナモがロックしており、エンジン始動を行ったが、起動しなくなった。	鹿児島市　梅ケ渕明ヶ窪線 伊敷台４丁目 18－10 先

バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、
やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。